

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 9月度)

- 1 日 時 令和6年9月2日(月)
開会：午後3時00分
閉会：午後4時50分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階301会議室
- 3 出席委員 13名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 4番 栗山 敬行
5番 平井 清一 6番 田中 昭一 7番 池田 貢
8番 宮木 克幸 10番 吉田 純夫 11番 森 久志
12番 高木 良治 13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉
15番 向 悟司
- 4 欠席委員 2名
3番 上野 和枝 9番 川上 三郎
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 職務のため出席した事務局等職員 3名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 松村 涼子

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度9月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を山本委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

□議長(会長) 本日は、上野委員、川上委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山本委員、向委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題 『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要とな

り、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は7件です。すべて所有権移転の設定となっております。

番号1番 ——地区です。

申請地は氷見市**——番

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

申請地は畑として耕作が可能な状況であります。譲受人は、先代から申請地を耕作しており、所有者である譲渡人と交渉した結果、譲渡人の承諾を得て、譲受人の要望により、この申請を行うものです。

番号2番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 外1筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は登記が畑、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得することになります。

譲受人は、長年、本件の畑の管理、農作業を委託されその農作業を行ってきました。今般、所有者の死亡による相続を機会に、相続人である譲渡人が高齢であり、譲受人の要望により、この農地を所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号3番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 外8筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は、9筆のうち、2筆が登記は畑、現況は山林原野で、4筆が登記は田、現況は山林原野で、2筆が登記は田、現況が畑、1筆が登記は畑、現況が畑となっております。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

譲渡人は、農業の後継者がいないため、親戚である譲受人へ無償譲渡

したいとの意向であります。申請地は、それぞれ譲受人の所有地と隣接しており、耕作、管理が可能なことから、譲渡人の要望により、この農地の所有権を得て、耕作していくことで合意が成立したものです。

番号4番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 1筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は、登記が畑、現況は畑です。

譲渡人 千葉県**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

なお、譲渡人は、千葉県に居住しており、地元に戻る計画はないことから、現在、申請地を維持管理している譲受人が、今後、農地を取得して農業経営を徐々に拡大したいため、譲受人の要望により、このたび、この農地の所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号5番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 1筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は、登記が田、現況は畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

なお、譲受人は自営業を営むとともに、——地内で農地を借りて、水稻の作付けをしています。農業経営安定化のため、農地を取得したいと考えていることから、譲受人の要望により、このたび、この農地の所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号6番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 1筆です。

申請面積は、—— m^2 、地目は、登記が畑、現況は畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2 を取得すると、合計—— m^2 となります。

なお、現在、譲受人は、農業経営安定化のため、農地を取得したいと考えていることから、譲受人の要望により、このたび、この農地の所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

番号7番 ——地区です。

申請地は、氷見市**——番 1筆です。

申請面積は、——㎡、地目は、登記が田、現況は畑です。

譲渡人 神奈川県**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得すると、合計——㎡となります。

なお、譲渡人は、神奈川県に居住のため、農地の利用管理ができない。この申請地について、譲渡人は相続を受けたことから、譲受人である同地区に住む親類にあたる譲受人にお願いし、了解を得たため、譲渡人の要望により、この農地の所有権を得て耕作していくことで合意が成立したものです。

以上の7件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件は、1番の全部効率利用、2番の常時従事、これは原則、年間150日以上 of 農業従事日数になります、3番の地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（※※委員） 現況が農地でない場合、単に譲渡する以外に非農地認定の手続きもあるが、その判断はどうしているか。

（事務局） 現在は、農地の譲渡人、譲受人の意向も踏まえて判断している。

（※※委員） 例えば、現況がどう見ても山林であるとするなら、所有者に非農地認定の手続きを奨めた方が良いように思う。

（※※委員） 広範囲に明らかに山林化、原野化している農地がある場合は、委員会がその地区および所有者の方々の同意を得て、非農地認定の手続きを進めることも考えられる。

（※※委員） これは、通常の遊休農地や非農地の調査のほかに取り組む課題であり、登記まで申請するとすれば、法務局との調整が必要であるので、過去の事例を参考にして慎重に進める必要がある。

（※※委員） 平地に近い場合と山間部の場合と、農地の環境が違う訳だから、非農地の判断の考え方に違いが出ると思う。

(事務局) 各々の事案について、委員さんと相談し指導を得ながら、適切に事務を進めていきたい。

□議長(会長) ほかに、無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長(会長) 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、2件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、2件あり、第4条1件、第5条1件となっております。

まず、4条案件について

番号1番、地区は——です。

申請人は、氷見市**——番地 (氏名**)

申請地は、氷見市**——番 申請書において地目は登記が田、現況が畑、現地は一として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

次に、5条案件について

番号2番、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地 (氏名**)

譲渡人は、氷見市**——番地 (氏名**) 外一名

申請地は、氷見市**——番 申請書において、地目は登記が田、現況が雑種地、現地は一として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

・ 引き続き、許可基準について、説明させていただきます。

・番号1番の許可基準につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地となり原則不許可ですが、集落に接続しているため例外許可となります。

・番号2番の許可基準につきましては、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって500m圏内に2以上の教育施設・医療施設その他公共施設又は公益的施設が存するため第3種農地となり原則許可となります。

では、今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、お願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員）先般一月一日、わたしと地区推進委員および事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 本件は、氷見市長より一月一日付けで諮問があり、本総会において審議し、答申するものです。

(事務局) 担当者（農業委員会併任職員）から説明

それでは、第3号議題、氷見農業振興地域整備計画の変更について、につきまして、説明いたします。

農振除外とは、農業振興地域の中で、かつ農用地区域内にある農地はそのままでは転用行為が出来ないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的として農用地区域からの除外を行うものです。

今回、願出のあった除外は、1件です。

- ・番号1、地区は稲積です。

- ・願出者は、氷見市——**番地 氏名**

対象地は、氷見市——**番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は一として利用されている状況です。対象地の面積は、**㎡です。

- ・農用地区域でしかできない理由として

願出地の隣接地は宅地化されており、転用後の近隣農地への影響が最小限であること、隣接地の工場敷地を拡張して新工場を建設し、一体利用することが工期も短く最適であることから、早急な取得を希望するものです。

- ・農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

今回付された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました一委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、一委員から報告を受け

ます。

(**委員) 現地調査の報告

先般一月一日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と一委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか？

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第3号議題『氷見農業振興地域整備計画の変更について』につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会9月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年9月2日

議 長

署名委員

署名委員